

農地を農地として売買・貸借する場合の申請について  
(農業経営基盤強化促進法による申請)

農業経営基盤強化促進法による申請要件					
所有権移転	・ 買い手が認定農業者か専業農家(64歳以下で経営面積93a越えて、農業に常時従事)				
	・ 対象農地は適正に耕作できる状態であること(現況農地以外は不可)				
	・ 未相続の場合は事前に相続をすませること				
	・ 農地に抵当権が設定されている場合、移転日までに抹消可能であること				
貸借権設定	・ 借り手が農家(兼業でも可)で、契約後農地の有効利用が見込まれること				
	・ 借り手の現在の経営農地が適正に管理されていること(耕作放棄ない)				
	・ 借り手の世帯員合計農業従事日数おおむね150日あること				
	・ 対象農地は適正に耕作できる状態であること(現況農地以外は不可)				
	・ 未相続の場合は相続人の持分2分の1超の同意が必要(5年以内の契約可)				
申請書類・添付書類					
*申請時に作成する書類*		譲渡人	譲受人	備考	添付
共通	農業経営基盤強化促進法による申出書	○		両者の連名・印 ※所有権移転の場合譲渡人は実印	◎
	農用地利用計画各筆明細	○		両者の連名・印 ※所有権移転の場合譲渡人は実印	◎
貸借	同意書・持分を証する書類(相続関係説明図、戸籍関係書類)	○		未相続の場合のみ	△
所有権	承諾書兼登記原因証明情報	○			◎
	登記嘱託請求書		○		◎
*申請時にそろえる書類*		譲渡人	譲受人	備考	添付
所有権移転	登記簿謄本	○		法務局諫早支局で取得(1通1,000円)	◎
	固定資産価格通知書(登記用)	○		税務課・支所地域振興課	◎
	印鑑証明書	○		総合窓口課・支所地域振興課	◎
	印鑑		○	譲渡人…実印・譲受人…認印	◎
	住民票		○	総合窓口課・支所地域振興課	◎
	住民票又は戸籍附票	○		総合窓口課・支所地域振興課 ※登記簿住所と現住所が異なる場合のみ	△
	収入印紙 (金額は右欄により計算)			○	
*支払完了後必要な書類*		譲渡人	譲受人	備考	添付
入金が確認できるもの(写し)			○	領収書(写)・振込通知(写)等	◎

【添付の要否区分】

- ◎ 全ての申請に原則として必ず添付
- 申請目的によっては、原則として添付
- △ 特別な場合に添付

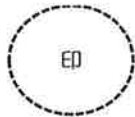
【提出部数】

申請書…1部 添付書類…1部

【標準処理受付期間】

毎月8日～14日 (ただし、14日が閉庁日のときは、翌開庁日まで受付可)

※ 申請書類等不備により、締切日までに不足資料が間に合わないときは翌月分扱いになりますので、余裕をもったの提出をお願いいたします。



# 農業経営基盤強化促進法の規定による所有権移転申出書

下記の農用地につき、所有権を移転したいので申し出ます。

平成 年 月 日

雲仙市農業委員会会長 様

所有権の移転を受ける者  
(譲受人)

住 所

氏 名

印

生年月日

電話番号

所有権の移転をする者  
(譲渡人)

住 所

氏 名

印

生年月日

電話番号

記

所有権を移転する土地			所有権の移転の内訳			所有権 以外の 権限	農用地 区域区 分
土地の所在地 (雲仙市)	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	所有権移転 の時期	対価 (円)	支払 方法		
計 田 筆・畑 筆							
譲受人 … 認定農業者 担い手(経営面積 m <sup>2</sup> )							

1 農用地利用集積計画各筆明細(所有権移転)



1 各筆明細

整理番号	所有権の移転を受ける者の氏名及び住所					(氏名又は名称) (住所) [同意印]											
	所有権を移転する者の氏名及び住所					(氏名又は名称) (住所) [同意印]											
所有権を移転する土地					所有権の移転の内容							利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	所有権を移転する土地の所有者以外の権原者等				備考
所在(雲仙市)		地番	地目		面積 m <sup>2</sup>	所有権の登記の有無	利用目的	所有権の移転時期	対価 円	対価の支払方法	対価の支払期限		引渡の時期	住所	氏名又は名称	権原の種類	
大字	字		現況	登記簿													
計		0筆															

この計画に同意する。

平成 年 月 日

所有権の移転を受ける者

住所 (同上)

印

所有権を移転する者

住所 (同上)

印

所有権を移転する者以外の者で所有権を移転する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者

住所 (同上)

印

職名	氏名	日付	貸付者又は借受者確認印
農業委員			
農地利用最適化推進委員			

※ 重要につき共通事項を参照ください。

## 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより行われる所有権の移転は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 所有権の移転  
1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払いを了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。
- (2) 農用地利用集積計画に定められた法律関係の失効  
1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払いがなされなかったときは、当該土地の所有権に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。
- (3) 所有権以外の権利の消滅  
所有権を移転する土地に第三者のための担保物件等が設定されているときは、所有権を移転する者(譲渡人甲)は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、その登記を抹消しなければならない。
- (4) 租税公課の負担  
所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、譲渡人甲が負担する。  
(市が嘱託により登記することができることとなったとき)
- (5) 所有権の移転の登記  
この農用地利用集積計画による所有権の移転の登記は、所有権の移転を受ける者(譲受人乙)の請求により、市の嘱託により行うものとし、譲渡人甲はこれに協力しなければならない。
- (6) 経費の負担  
所有権の移転の登記に要する経費は、譲受人乙が負担する。その他の経費については、譲渡人甲及び譲受人乙が協議して決める。
- (7) 法律関係の解除  
譲渡人甲又は譲受人乙は、相手方がこの農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないときは、この農用地利用集積計画によって成立した法律関係を解除することができる。
- (8) 所有権取得者の責務  
譲受人乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (9) その他  
この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、譲渡人甲、譲受人乙及び市が協議して定める。



# 権 利 当 事 者 の 参 考 事 項

コ	権利の種類等	コード
	自作地所有権移転(有償)	01
	自作地所有権移転(無償)	02
	小作地所有権移転	03
	賃借権設定(通年)	04
	賃借権設定(期間借地)	05
	賃借権の移転	06
	使用貸借による権利設定(通年)	07
	使用貸借による権利設定(期間借地)	08
	使用貸借による権利移転	09
	地上権・永小作権・質権の設定・移転	10
	経営受委託	11
	その他の使用収益を目的とする権利の設定・移転	12

(注) 1. 地上権には民法第269条の2第1項の地上権(地下又は空間における地上権)又はこれと内容同じくするその他の権利(農地法第3条第2項ただし書き)は含めない。  
 2. 経営受委託に伴う権利の設定・移転は、その権利形態にかかわらず一括して「経営受委託」とする。

サ	土地の利用計画の区域区分・地目	面積(㎡)	コード
農用地	田		01
	畑		02
	採草放牧地		03
	混牧林地		04
	開発農用地(未開墾地)		05
市街地	田		06
	畑		07
	採草放牧地		08
	混牧林地		09
	開発農用地(未開墾地)		10
その他	田		11
	畑		12
	採草放牧地		13
	混牧林地		14
	開発農用地(未開墾地)		15

(注) 畑(02,07,12)には樹園地を含む

1	地価(10a当たり)	コード
	30万円未満	1
	30~50	2
	50~70	3
	70~100	4
	100~150	5
	150~200	6
	200~300	7
	300~500	8
	500~700	9
	700~1000	10
	1000~1500	11
	1500万円以上	12

2	借賃等	コード
小作料	(百円/10a)	

3	通作距離	コード
	1km未満	1
	1~10km	2
	10~20km	3
	20~30km	4
	30km以上	5

4	市町村外住居者の取得	コード
該当する	隣接市町村	1
	その他	2
該当しない		3

5	農地法第3条2項5号(下限面積)該当の有無	コード
該当	同法施行令第1条の4・2項1号	1
	同法施行令第1条の4・2項2号	2
	同法施行令第1条の4・2項3号	3
	同法施行令第1条の4・2項4号	4
該当しない		5

7	貸借の始期終期	年	月
	始期		
	終期		

9	貸借期間	コード
	1年未満	1
	1~3年未満	2
	3~6年未満	3
	6~10年未満	4
	10年以上	5

6	事由(自作地有償所有権移転)	コード
	自作地相互の交換	1
	参加農業生産法人への譲渡・出資	2
	経営移譲年金受給のため	3
	農業廃止	4
	兼業による経営縮小	6
	高齢化による経営縮小	7
	病気等で労力不足	8
	耕作不便・低生産地のため	9
	営農資金	10
	農業経営上の負債整理	11
	結婚・分家・相続・療養等	12
	生活・住宅新改装築等資金	13
	その他	14

10	事由(自作地無償所有権移転)	コード
	後継者へ一括	21
	後継者へ部分	22
	すでに分家独立している子供	23
	その他	24
	後継者へ一括	25
	後継者へ部分	26
	分家目的	27
	その他	28
	すでに分家独立している子供へ	29
	その他	30

11	事由(賃借権・使用貸借による権利の設定)	コード
	経営移譲年金受給のため	31
	農業廃止	32
	兼業による経営縮小	33
	高齢化による経営縮小	34
	病気等で労力不足	35
	耕作不便・低生産地のため	36
	集約部門への転換のため	37
	相手方の要望	38
	その他	39

10	権利の設定を受ける者(譲受人、借入)	
個人	世帯員	1
	その他	3
	農地保有合理化法人	4
法人	農業生産法人	4
	農公社	5
	市町村	6
	農協	7
	市町村公社	8
	農協	9
	市町村	10
その他	11	

11	経営農地規模	コード
	不耕作	01
	0.3ha未満	02
	0.3~0.5	03
	0.5~0.7	04
	0.7~1.0	05
	1.0~1.5	06
	1.5~2.0	07
	2.0~2.5	08
	2.5~3.0	09
	3.0~5.0	10
	5.0~7.5	11
	7.5~10.0	12
	10.0~15.0	13
	15.0ha以上	14

12	借入農地面積	コード
	不耕作	01
	0.1ha未満	02
	0.1~0.3	03
	0.3~0.5	04
	0.5~0.7	05
	0.7~1.0	06
	1.0~2.0	07
	2.0~3.0	08
	3.0~5.0	09
	5.0ha以上	10

13	農業経営改善計画の認定の有無	コード
	有	1
	無	2

15	主たる作目	コード
	稲	01
	麦	02
	施設園芸	03
	露地野菜	04
	果樹	05
	その他作物	06
	酪農	07
	肉用牛	08
	その他畜産	09
	養蚕	10
	不明	11

14	中核農家の該当	コード
	有	1
	無	2

(注) 1. 「中核農家」とは60歳未満の男子農業専従者(自営農業に150日以上従事する者)のいる農家である。

(注) 主たる作目は、当該農家の農業粗生産額(販売大きい作目とする。

16				17				18			
個人法人の別		コード		経営農地規模		コード		年齢		コード	
個人		1		不耕作	01	7.5~10.0	12	40歳未満	1		
農業生産法人		2		0.3ha未満	02	10.0~15.0	13	40~49	2		
農地保有合理化法人	農公社	3		0.3~0.5	03	15.0ha以上	14	50~59	3		
	市町村	4		0.5~0.7	04			60~64	4		
	農協	5		0.7~1.0	05			65~69	5		
	市町村公社	6		1.0~1.5	06			70~74	6		
農協		7		1.5~2.0	07			75歳以上	7		
その他の法人		9		2.0~2.5	08						
				2.5~3.0	09						
				3.0~5.0	10						
				5.0~7.5	11						